

韓国に滞在する外国人に対する新型コロナウイルスワクチン接種のご案内

韓国人・外国人の区別なく、同じ基準と手続きにより事前予約が行われます。下記の接種対象者及び予約方法を確認し、新型コロナウイルスのワクチン接種を予約してください。

□ 接種対象者及び予約方法

○ 外国人登録をしている外国人

- 「8-9月対象別の予防接種計画」による接種の順序通りに、オンラインと電話での予約が可能です。

*オンラインでの予約に対象者でないと表示された場合、地域の保健所を訪問し対象者登録をすれば予約が可能です。

- 予約方法 -

- (オンライン - **本人と代理人が可能**) 新型コロナ予防接種の事前予約システム(<http://ncvr2.kdca.go.kr>)にて予約 (**8月25日午前0時から代理人での予約が可能**)
- (電話 - **本人と代理人が可能**) 疾病管理庁コールセンター(1339)または予防接種の事前予約システム(お知らせ広場→コールセンターの案内→新型コロナ予防接種の電話予約運営状況)で地方自治体別の予約相談の電話番号を確認

○ 外国人登録番号がない外国人(不法滞在の外国人を含む)

- オンラインや電話での予約はできません。
- お近くの保健所を訪問し、パスポートで臨時管理番号の発行を受け、接種を申請することができます。

*外国人登録証がない外国人は、オンラインや電話での予約は不可

※ 旅行目的などで韓国を訪問した90日以下の短期滞在者

- ワクチン接種の対象から除外

□ 注意事項

○ 事前予約後、予防接種の案内を受けたい登録外国人は、携帯番号を現行化しなければなりません。

- 電話番号の変更は、管轄の出入国・外国人官署に申請します。

○ 身分証明情報はワクチン接種の目的にのみ利用され、通報義務の免除制度に基づき、出入国・外国人官署に不法滞在の事実などは通報されません。

○ 接種場所は、個別に健康保険に加入の可否により制限されることがあります。

<この翻訳は、タヌリコールセンター1577-1366が担当しました。>